

公益財団法人豊田都市交通研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人豊田都市交通研究所（Toyota Transportation Research Institute（略称「TTRI」））。以下「研究所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 研究所は、事務所を愛知県豊田市に置く。

(目的)

第3条 研究所は、主に土木工学分野に属する都市交通に関する調査及び研究を行い、地方都市の都市交通施策に反映することにより、市民の日常生活の利便性の向上に寄与することを目的とする。

(法令遵守)

第4条 研究所は、評議員会が別に定めるところによる理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成並びに研究所の社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

2 法令遵守の推進に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定めるところによる。

(公益目的事業)

第5条 研究所は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる公益目的事業を行う。

- (1) 都市交通の動向及び都市交通施策の提言に関する調査、研究及び分析
- (2) 前号に関する受託事業
- (3) 前2号に関連する検討会及び講演会の開催
- (4) 前3号に関連する定期刊行物及び諸調査報告書の発表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 研究所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第7条 財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 研究所の目的を達成するために必要な事業を行うために不可欠なものとして特定された財産を基本財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表に定める財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会及び評議員会が基本財産とすることを承認した財産
- 3 基本財産は、研究所の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 4 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 5 寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとする。
(財産の管理)

第8条 財産は、理事長が管理し、その方法は理事会が別に定めるところによる。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。
(経費の支弁)

第9条 研究所の経費は、運用財産をもって支弁する。
(事業年度)

第10条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)

第11条 研究所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、当該事業年度が終了するまでの間、研究所の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(事業報告及び決算)

第12条 研究所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項各号に掲げる書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出するものとする。
- 3 研究所は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく、第55条に定める方法により、貸借対照表を公告するものとする。
- 4 研究所は、第1項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類を、定時評議員会の開催日の2週間前の日から5年間、事務所に備え置くほか、定款にあっても常時事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(株主の権利行使)

第14条 研究所は、保有する株式に係る議決権を行使してはならない。

(剰余金)

第15条 研究所は、剰余金の分配を行うことができない。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第16条 研究所に、評議員3人以上8人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 各評議員は、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人
 - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
 - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア 理事
 - イ 使用人
 - ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- (ア) 国の機関
- (イ) 地方公共団体
- (ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第19条 各評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会が別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第4章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 評議員会は、毎年度5月又は6月に定時評議員会を1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、評議員に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、決議に加わった評議員の過半数をもって決する。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに当たっては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人1人及び出席理事1人が議長と共に記名押印する。

(評議員会の運営)

第28条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定めるところによる。

第5章 役員

(役員の設定)

第29条 研究所に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長、副理事長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、研究所の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、研究所を統括し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長の命を受け、研究所の日常の業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 研究所の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事が研究所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、研究所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第35条 理事及び監事に対して、評議員会が別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(責任免除)

第36条 研究所は、役員の方法第198条において準用する法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第37条 研究所に、任意の機関として、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、次に掲げる職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

5 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第6章 役員等の制限

(役員等の割合)

第38条 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。

2 監事は、研究所の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに研究所の使用人を兼ねることができない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

3 研究所の評議員のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、

評議員総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

第7章 理事会

（構成）

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第40条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- （1）研究所の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- （4）評議員会の開催の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。

- （1）重要な財産の処分及び譲受け
- （2）多額の借財
- （3）重要な使用人の選任及び解任
- （4）従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- （5）研究所の業務の適正を確保するための体制の整備
- （6）第36条の責任の免除

（開催）

第41条 理事会は、定時理事会として毎年度5月、11月及び3月に開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

（招集）

第42条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事が理事会を招集する。
- 3 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（決議）

第45条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、決議に加わった理事の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を評議員会に議案として提示する場合の決議

は、出席した理事のうち当該決議について特別の利害関係を有するものを除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 基本財産の処分又は除外の承認

3 第1項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した監事のうち1名が記名押印する。

(理事会の運営)

第47条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定めるところによる。

第8章 委員会

(研究企画委員会)

第48条 研究所に、研究企画委員会を置く。

2 研究企画委員会は、次に掲げる者で構成し、委員の数は15人以内とする。

(1) 評議員又は所員

(2) 学識経験者等

3 研究企画委員会は、研究所の研究事業を遂行するのに必要な事項を専門的に、企画・立案する。

4 研究企画委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 研究企画委員会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

6 研究企画委員会の委員に対して報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給し、及びその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

7 研究企画委員会の議事の運営に関する事項は、理事会が別に定めるところによる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第5条及び第17条についても適用する。

(解散)

第50条 研究所は、基本財産の滅失による研究所の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 研究所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第52条 研究所が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 研究所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定めるところによる。

(個人情報の保護)

第54条 研究所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定めるところによる。

(公告の方法)

第55条 研究所の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第56条 研究所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所長、事務局長及び所要の職員を置く。

3 指定職の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるところによる。

第12章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、研究所の運営に必要な事項は、理事会が別に定めるところによる。

附 則 (昭和54年3月22日許可)

1 この寄附行為は、研究会の設立許可のあった日から施行する。

- 2 研究会の設立当初の役員は、第12条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。
- 3 研究会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第17条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 研究会の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和55年3月31日までとする。

附 則 (昭和61年2月12日議案第8号、昭和61年3月3日認可)

- 1 この寄附行為は、変更認可のあった日から施行する。
- 2 寄附行為変更認可当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。

附 則 (平成3年2月18日議案第5号、平成3年3月1日認可)

- 1 この寄附行為は、変更認可のあった日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の変更認可当初の評議員の任期は、第27条第4項において準用する第14条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

附 則 (平成4年12月15日議案第7号、平成4年12月28日認可)

- 1 この寄附行為は、変更認可のあった日から施行する。
- 2 寄附行為変更認可当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

附 則 (平成8年5月23日議案第1号、平成8年7月3日認可)

- 1 この寄附行為は、変更認可のあった日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日議案第13号、平成16年5月11日認可)

- 1 この寄附行為は、変更認可のあった日から施行する。

附 則 (平成16年11月29日議案第1号、平成17年1月20日認可)

- 1 この寄附行為は、変更認可のあった日から施行する。

附 則 (平成21年11月2日決定、平成22年3月19日認定)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 研究所の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	太田 勝敏	小幡 銀伸	笠間 正治	加藤 泰
	鈴木 公平	宮崎 直樹	渡辺 祥二	
監事	相場 育男	杉山 光太		

4 研究所の最初の代表理事は、鈴木公平（理事長）、太田勝敏（副理事長）及び笠間正治（専務理事）とする。

5 研究所の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

飯島 一郎 末永 隆 田端 稔 中島 透
原田 昇 村端 達也 山田 正秋

別表（第7条関係）

基 本 財 産

財産種別	場所・物量等
投資有価証券等	30億円

附 則（平成23年5月30日決定）

この定款の変更は、評議員会の決議の日（平成23年5月30日）から施行する。

附 則（平成25年5月31日決定）

この定款の変更は、平成25年6月1日から施行する。